

案件3 未着手都市計画道路（小栗橋線等）の見直しについて

(1) 関連する議案

第23号議案 名古屋都市計画道路の変更

(2) 小栗橋線等の都市計画変更

「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」において、「整備優先路線」及び「廃止候補路線」とした都市計画道路のうち、令和4年度に地元説明会を実施した小栗橋線等について、区域、構造事項及び名称の変更を行う。

① 区域、構造事項及び名称の変更

名称	変更の概要
3・4・143号 小栗橋線	小栗橋線の線形変更及び一部区間（約340m）の廃止に伴い、区域及び終点を変更 【延長約910m→約560m】 代表幅員変更に伴う名称の変更 【幅員20m→14.54m】 【3・4・143号 小栗橋線→3・5・143号 小栗橋線】

② 関連する変更（区域、構造事項及び名称の変更）

名称	変更の概要
3・5・17号 運河東線	小栗橋線の線形変更に伴い、起点及び区域を変更 【延長約6,370m→約6,410m】
3・5・18号 日置中野新町線	小栗橋線の線形変更に伴い、交差箇所数を変更 【交差箇所数7箇所→8箇所】
3・4・214号 露橋線	小栗橋線の一部区間の廃止に伴い、整備済み区間の名称を変更し新規路線として追加 【延長約260m、幅員20m】

参考図 (変更前)



参考図 (変更後)



■整備効果の評価（定量的評価）について

項目	評価の基準	基準の内容
都心機能	都心域・拠点の機能向上に資する路線	・都市計画マスタープランの都心域に位置する路線、または拠点駅に接続する路線 ・一般国道や主要地方道等（4車線以上の計画）としての連続性を確保する路線
交流機能	広域交通ネットワークの形成に資する路線	・鉄道駅（拠点駅を除く）に接続する路線 ・隣接市町の計画に接続する路線 ・主要地方道（2車線）としての連続性を確保する路線 ・上記に該当しない路線
自動車交通の円滑化	周辺における混雑緩和や走行性の向上等により自動車交通を円滑化する路線	・道路新設や車線数を増加する計画のうち、現況道路や周辺に自動車交通の渋滞がある路線 ・道路新設や車線数を増加する計画のうち、現況道路がない又は一方通行規制となっている路線 ・車線数を増加する計画のうち、相互通行可能な現況道路で、整備により既成区間等と連続することで走行性を高める路線 ・現況道路が、計画上の車線数を満たしている路線 ・接続する路線との交差形状等により整備効果が限定的な路線 ・路線の一端が、ほかの都市計画道路と接続しない路線 ・駅前広場を整備する計画となっている路線
防災	災害時に地域における延焼遮断機能等の防災機能を確保する路線	・防災道路（避難路・緊急輸送道路等）の「防災上特に対策が必要な区間」に該当し、かつ地区の燃え広がりやすさ（延焼クラスター内の建物数1,000棟以上）の軽減に寄与する路線 ・防災道路の「防災上特に対策が必要な区間」に該当し、かつ地区の燃え広がりやすさ（延焼クラスター内の建物数1,000棟未満）の軽減に寄与する路線 ・防災道路である路線 ・防災道路（緊急輸送道路を除く）のうち、現況道路が既に地区の燃え広がりやすさを軽減している路線 ・防災道路ではないが地区の燃え広がりやすさの軽減に寄与する路線 ・防災道路ではなく、地区の燃え広がりやすさの軽減に寄与しない路線
交通安全	道路の新設・拡充により歩行者空間等の安全性が向上する路線	・通学路かつバスルートであり、現況道路に歩道がない路線 ・通学路かつバスルートであり、現況道路に片側歩道がある路線 ・通学路かつバスルートであり、現況道路に両側歩道が整備されている路線 ・現況道路に通学路指定がある路線 ・通学路やバスルートではなく、現況道路に歩道がない路線 ・通学路やバスルートではなく、現況道路に歩道がある路線 ・現況道路がない路線

小栗橋線の評価結果